

子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務
公募型プロポーザル審査会公募委員募集要項

1 趣 旨

子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務の委託事業者の選定にあたり、標記の公募型プロポーザル審査会に幅広く県民からの意見を反映させるため、鳥取県民参画基本条例第10条の規定に基づき、委員1名を公募する。

2 審査会の概要

- (1) 審議事項 本業務の委託事業者の選定に関する事項
- (2) 委員構成 委員5名以内（うち、公募委員1名）
- (3) 開催回数 1回
- (4) 任 期 委嘱の日から令和6年6月30日まで

3 募集内容

- (1) 募集人員 1名
- (2) 応募資格 次のアからカまでの要件を全て満たす方
 - ア 県内に住居地を有する方
 - イ 18歳以上で、子育て支援に関心のある方
 - ウ 次のとおり開催予定の審査会に出席できる方
 - (ア) 開催場所 鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220番地）
 - (イ) 開催日 令和6年5月16日（木）
 - エ 任命時に県の他の執行機関及び附属機関の委員でない方、就任予定のない方
 - オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
 - カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
- (3) 応募方法
別添様式又は任意様式に、住所、氏名、年齢、職業、連絡先、子育て支援に対する考え等を記入して、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出。
- (4) 応募期限 令和6年4月19日（金）（必着）

4 委員の選考

- ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い決定する。
- イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知する。

5 その他

- ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた場合も同様とする。
- エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合がある。
- オ 委員には報酬及び旅費を支給する。

6 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県子ども家庭部子育て王国課
電 話 0857-26-7148
ファクシミリ 0857-26-7863
電 子 メール kosodate@pref.tottori.lg.jp